

特集

文教・科学技術施策の進展

平成15年度の展望

- 解説 8 文部科学省における政策評価の取組について
- 12 生涯学習政策
- 18 初等中等教育
- 27 高等教育
- 34 私立学校
- 37 科学技術・学術政策
- 42 研究振興
- 49 研究開発
- 55 スポーツ・青少年
- 60 文化
- 67 国際協力・交流の推進
- 69 文教施設
- 資料 72 平成15年度予算
- 75 文部科学省の機構・定員要求(一般会計)査定結果
- 76 文部科学省関係の税制

84 編集後記

80 焦点—文教・科学技術施策

●「教育指標の国際比較」
(平成一五年版)について

6 インフォメーション

カラー

表1 温故知新

●名勝錦帯橋平成の架け替え

●EISCATリーダー

1 こころ・ひと

●横浜こども科学館

文化

文化政策

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにする上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要である。このため、文化の一層の振興を図り、文化を大切にする社会の構築を目指していくことが必要である。

文化庁では、平成一三年末に成立した文化芸術振興基本法、昨年一二月に閣議決定を行った「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、施策の充実に努めているところである。平成一五年度予算では「文化芸術立国推進プロジェクト」として、「文化芸術創造プラン（新世紀アートプラン）」の推進及び「日本文化の魅力」発見・発信プラン」の創設を図るなど、対前年度一八億円（一・九％）増となる総額一〇〇三億円を計上し、文化庁創設以来初めて一〇〇億円を突破したところである。

芸術創造活動

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にある。文化庁では、これらの創造活動を側面から支援する観点に立ち、芸術創造活動の活性化のための環境の整備充実に取り組んでいる。

(1) 芸術創造活動への支援

我が国の文化芸術の振興を図るために、「世界水準の芸術家」「世界に羽ばたく新進芸術家」「感受性豊かな子どもたち」の育成を総合的に行うことを目的として、平成一四年度に創設した「文化芸術創造プラン（新世紀アートプラン）」による文化芸術創造活動への支援を引き続き行っているところである。

また、特殊法人日本芸術文化振興会においても、芸術文化振興基金の運用益などにより、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に対し

する上でも極めて効果的な映像媒体である。一五年度予算では、海外映画祭への出品等支援、新人監督や若手シナリオ作家の作品の製作支援、子どもたちが映画館等で映画を見る機会の増大のための普及事業などを行うこととしている。

文化庁では、昨年五月から「映画振興に関する懇談会」において、優れた映画の製作活動や上映活動に対する支援施策について幅広い観点から検討いただき、本年一月に中間まとめを公表したところであり、今後さらに映画の振興に努めることとしている。

地域文化

平成一五年度は、以下の事業を中心として、地域における文化活動を総合的に支援することとしている。

(1) 次世代伝統文化継承事業

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する事業などを行う。

また、地域において、守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文

て助成を実施している。

(2) メディア芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフトなど新しいメディア芸術の創作活動を支援するため、優れた作品の顕彰、発表及び鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」、また、メディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や作品発表の場などを提供する「メディア芸術プラザ」(<http://plaza.bunka.go.jp>)を引き続き実施する。

また、映画芸術の振興を図るため、トップレベルの映画製作に対する重点支援を開始するとともに、優秀映画の顕彰、作品の上映や映画製作、映画祭等に対する支援を引き続き実施する。

(3) 芸術家等の養成

多彩で豊かな芸術活動を活発化させるためには、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。このため、「文化芸術創造プラン

文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援する。

(2) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

学校や公立文化会館などにおいて、子どもたちが優秀なオーケストラや文楽等の舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供し、感受性豊かな人間としての育成を図る。

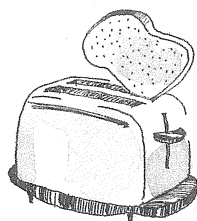
(3) 文化体験プログラム支援事業

市町村において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多様な文化にふれあい体験する文化体験プログラムを作成・実施するモデル事業を支援する。

(4) 「文化芸術による創造のまち」支援事業

全国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境醸成と人材育成及び次世代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図る。

このほか、「学校の文化活動の推進」や「芸術情報プラザ」事業を引き続き実施するとともに、全国規模の文化の祭典である「第一八回国民文化祭」（一〇月四日～一三日）山形県、高校生の芸術文化活動の発表の場である



ラン」の中で、新進芸術家等の海外留学や国内研修への支援、海外の新進芸術家を招へいするなどの「新進芸術家奨学制度」、新進芸術家に発表の場を提供する「新進芸術家の発表の機会の確保」、世界トップクラスの指導者を海外から招へいする「優秀指導者特別助成」を開始し、世界に羽ばたく新進芸術家の養成を図る。

また、我が国における現代舞台芸術の拠点である新国立劇場においては、我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かで、世界に通用する人材を養成するため、平成一〇年度からオペラ研修、一三年度からバレエ研究を実施している。

(4) 映画振興への支援

映画は、国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、海外に日本文化を発信

「第二七回全国高等学校総合文化祭」(八月八日～十二日 福井県)を実施する。

国語施策

国語は、国民生活に直接関係し、我が国文化の基盤をなすものであり、時代の変化や社会の進展に応じ、その在り方等について適切に検討し、必要な改善を図っていく必要がある。

平成一四年二月には、文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代に求められる国語力について」諮問され、現在、文化審議会国語分科会で検討を行っている。なお、本年一月には、それまでの議論を「審議経過の概要」としてまとめ公表している。「審議経過の概要」の全文は、文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp>)に掲載]

また、平成一三年度から、相手や場面に応じた適切な言葉遣いや言葉による表現等について、各界の著名人等を講師に招いて、親子が共に参加し、語り合う機会を提供することと、言葉に関する意識を高揚させることをねらいとした事業を実施しているが、平成一五年度からは「言葉」について考える体験事業」として、参加者の範囲を、拡大して実施することとしている。

さらに、文化庁では、日本語教育の一層の推進を図るため、平成一五年度から新たに、

日本語ボランティアや地域日本語支援コーディネータの研修などを行う日本語ボランティア活動の支援・推進事業を行うこととしている。また、「日本語教育支援総合ネットワーク・システム」の充実・改善、日本語教育実態調査、親子参加型の日本語教室の開設、日本語能力試験及び日本語教育能力検定試験を実施するとともに、独立行政法人国立国語研究所において日本語教育に係る調査研究、日本語教員の研修、教材開発等を行うこととしている。

宗教行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会等の様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている(宗教法人数は、約一八万三〇〇〇)。

宗教法人制度を規定する宗教法人法(昭和二六年に公布・施行)の目的は、一定の宗教団体に法人格を与え、自由で自主的な活動を行うための仕組みを設けることにある。

平成七年の宗教法人法の一部改正により、新たに宗教法人に義務付けられた事務所備付け書類の所轄庁への提出については、平成一〇年より本格的に始まったが、不活動法人を除いてほとんどすべての宗教法人が書類提出

制度の趣旨に沿って対応している。

この書類提出制度によって、所轄庁は宗教法人の運営について継続的に確認できるようになり、いわゆる不活動宗教法人の実態把握が可能になった。不活動宗教法人は、いわゆる法人売買、名義貸しなどに悪用され社会的問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことになるため、文化庁ではその整理促進に取り組んでいる。

今後とも、関係者の一層の理解と協力を得、引き続き宗教法人法の適正な実施に努めている。

文化財の次世代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、文化財保護法に基づき重要な文化財について指定等を行うことなどにより、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれるように、次のような施策に取り組むこととしている。

の振興、等の施策の推進を図るため、必要な経費を計上している。

著作権施策

現在、国全体として、発明、著作物、植物の新品種などの「知的財産」を重視しているという機運が高まる中で、政府は「知的財産戦略会議」を設置し(昨年二月)、「知的財産戦略大綱」(同七月)を決定、さらに、一月には「知的財産基本法」が成立した。

文化庁では、これら一連の動きの中で示された知的財産戦略に関する政府全体の方針の中で、著作権に関係する部分を以下の五つに整理し、著作権政策を戦略的に展開している。

(1)「法律ルール」の整備

我が国の著作権法制は、インターネットへの対応等について世界最高と言つてよい水準にある。平成一五年一月の文化審議会著作権分科会の報告においては、映画の著作物の保護期間の延長など映像コンテンツの保護の強化や、教育の情報化等に対応した教育機関や図書館でのコンテンツ活用の促進のための法整備が提言されており、文化庁では、これを受けて法整備の準備を進めようとしている。さらに、今後の法律ルールの整備については、利害が対立する関係業界等の間の合意形成を

(1)文化財の保存修理等

国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)や伝統的建造物群を適切に保存し、次世代に継承するため、計画的な保存修理実施の充実を図る。特に原材料の不足を指摘されている檜皮葺屋根の葺替えについては、技能者の育成・資材確保の方策も含め重点的に取り組む。

防災に関しては、木造で燃えやすい国宝・重要文化財(建造物)を火災の被害から最小限に防ぐため、防火、消火等の防災施設を設置し、あわせて周辺環境の保全等の充実を図る。また、国宝・重要文化財(美術工芸品)を災害から守るため、特に現存する建造物から移動して保存することが困難なものに対して防災管理に万全を期し、防災施設の充実を図る。さらに、重要伝統的建造物群保存地区については、木造建造物が集中することから、一般地区に比べて防災上危険性が高いことから、計画的に防災施設の整備を図る。

(2)伝統文化を支える人材養成・確保

重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)が行う後継者養成・芸芸練磨のための経費を平成一五年度も助成し、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない伝統的な技術・技能である選定保存技術の伝承者養成

(3)史跡等の保存整備・活用

史跡名勝天然記念物の保存・活用を図るため、修理等の整備を行う「記念物保存修理」事業の充実を図る。また、史跡等の保存のため、地方公共団体が行う公有化事業に対する国庫補助の充実を図る。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助の充実を図るなど、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化をすすめる。

(4)アイヌ関連施策の推進

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、文化庁においては、アイヌ文化の振興に関する施策を推進している。

平成一五年度予算でも、①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、②ラジオ講座、弁論大会等のアイヌ語の振興、③文化フェスティバル、実践上級講座等のアイヌ文化

促進するとともに、各分野の政策・戦略を著作権制度に反映させるよう各省庁からの要望を募ること等により、国全体としての著作権制度の一層の充実に努めていく。

(2)「円滑な流通」の促進

①新しい「ビジネスモデル」の開発を支援
日本発の新しいビジネスとして国際的にも注目されている「着メロ」のような、「契約システム」「セキュリティ技術」「自動課金システム」などを組み合わせた新しい「ビジネスモデル」「流通システム」の開発を積極的に支援している。また、インターネット上でも誰でも「権利者」「利用者」として参加し、独自の条件で著作物の利用契約ができる「バーチャル著作物マーケット」の実証実験を平成一五年度に行う。

②「契約システム」の構築を支援

すべてのビジネスモデル等においては「契約書」が不可欠であるが、我が国には文書による明確な契約を避ける傾向があると言われ、スタンダードな契約書の開発が遅れていることから、契約内容の図示なども含め、誰でも簡便に契約ができる「契約システム」の開発を進めている。

③「自由利用マーク」の策定

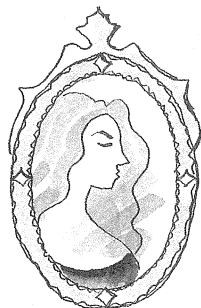
著作物が、自分の著作物を他人に使ってもらってもよいと考える場合に、その意思を表

法」の研究開発を実施する。

(5)「司法救済制度」の充実

著作権等の侵害については、基本的に、権利者自らが侵害の事実を発見・立証する必要があるが、情報通信技術の進展に伴う著作物等の創作・利用形態の多様化が進むに従い、権利侵害行為や損害額の立証などが困難になつてきている。

このため、例えば、平成一二年には、著作権侵害について訴訟を行う際の権利者の立証負担を軽減するような制度の創設と罰則の強化を行った。今後は、文化審議会著作権分科会の報告を受けて、「侵害行為の立証」や「損害額の立証」について、権利者の立証負担をさらに軽減するための法整備の準備を進めることとしている。



示するための「自由利用マーク」を策定した。これは「プリントアウト・コピー・無料配布OKマーク」「障害者のための非営利目的OKマーク」「学校教育の非営利目的利用OKマーク」の三種類からなるもので、それぞれの場合に応じての利用が期待されている。
(詳細は文化庁ホームページを参照)

(3)「国際的課題」への対応

①アジア地域における海賊版対策の強化

近年、音楽やゲームソフト等、我が国のコンテンツに対する関心が高まる一方、特にアジア地域において、それらの海賊版(違法複製物)の製造、流通が深刻な問題となっている。海外の海賊版対策においては、我が国の権利者が自ら侵害発生地における民事・刑事のシステムを活用して対抗措置を講ずるための環境整備が不可欠である。このため、侵害の多い国に対して、二国間、多国間の枠組みを通じて法整備や取締り強化の要請を行うとともに、昨年八月に設立された民間組織である「コンテンツ海外流通促進機構」と連携協力して、官民合同ミッションの派遣を行う等、海賊版対策を総合的に推進していく。

②国際的ルールづくりへの参画等

平成八年にWCT(著作権に関する世界知的所有権機関条約)及びWPPT(実演及びレコードに関する世界的知的所有権機関条約)

文化振興のための基盤整備

(1)新たな国立文化施設等の整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。

このため、国立国際美術館移転新宮工事及び九州国立博物館(仮称)新宮工事を引き続き進め、平成一五年度に完了する予定である。

また、全国的な公募展や大型企画展等を行う国立美術館展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)については、引き続き建設工事を推進する。

国立劇場おきなわについては、引き続き劇場用地の購入等を行うとともに、平成一六年一月の開場(開場記念式典・平成一六年一月一八日(日)、開場記念公演・平成一六年一月二三日(金)初日)に向けた諸準備等を推進する。

(2)独立行政法人国立博物館・美術館等の充実

国立博物館・美術館では、我が国における芸術文化の中心的拠点として優れた美術品等を多くの人々の鑑賞に供するなど、多彩な活動を展開しており、展覧会、講習会、美術品等の情報の提供など、国民に対して提供する

が採択される等、インターネットの普及及び情報技術の発展に対応した著作権保護の国際的な議論が進んでいる。インターネット環境下において、著作物は容易に国境を越えて流通する性質を有していることから、今後は、アジア諸国を中心にWCT、WPPTの早期締結を働きかける。また、現在WIPOで検討が進められている視聴覚の実演や放送機関に関する新条約の議論を推進するために積極的な役割を果たしていく。

(4)「著作権教育」の充実

インターネットやパソコンなど、著作物の「創作手段」「利用手段」が急速に拡大・普及しているため、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっている。このため「著作権教育」の充実、極めて重要な分野となつてきており、新学習指導要領にも「著作権」に関する指導が明記された。文化庁では従来から行ってきた、著作権に関する解説書の中学生への配布や、教員や図書館職員向けのセミナーの開催等に加え、昨年度は、教員向けの指導書の作成なども含め、著作権教育の総合的な普及啓発事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を実施した。

平成一五年度は引き続きこれらの施策を推進するとともに、新たな施策として、「著作権研究指定校」による「著作権教育の具体的サービス等の質の向上に関し平成一三年度一七年度までの五年間の中期計画を作成し実施している。

今後、昨年四月から導入した、小中学生の平常展観覧料の無料化を引き続き実施するとともに、ボランティア活動を推進していくなど、国民により親しまれる美術館・博物館を目指し活動の充実を図ることとしている。

(3)国立劇場・新国立劇場の充実

国立劇場では、歌舞伎、能楽、文楽、演芸などの伝統芸能を、原作を尊重した正しい形で公開するとともに、伝承者の養成などの事業を実施している。また、新国立劇場では、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの現代舞台芸術の公演、実演家の養成などの事業を実施している。

特殊法人日本芸術文化振興会(平成一五年一〇月に独立行政法人化予定)により設置・管理されている国立劇場及び新国立劇場は、我が国の舞台芸術の拠点として、引き続き重要な役割を担っていくことが関係各方面から期待されており、より一層の運営の充実を図ることとしている。

(4)文化情報のシステム化の推進

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等

や国立の文化施設等に関する情報のデータベース化を行うとともに、文化庁のホームページ等を通じて情報提供を行う。

文化の国際交流・協力

(1) 国際文化交流の推進

昨年四月に設置された「国際文化交流懇談会」(座長 平山都夫東京芸術大学学長)は、官民を通じた国際文化交流を総合的、計画的に進める上での理念や具体的方策などについて本年三月に報告書を取りまとめた。

内容としては、①今、なぜ、国際文化交流か、②これからの国際文化交流の四つの理念・目的、③五つの基盤整備の基本的方向、④二〇の具体化すべき施策などを提言している。また、平成一五年の主な交流年事業として、①「日本・ASEAN交流年二〇〇三」、②「日本におけるトルコ年」、③「ロシアにおける日本文化フェスティバル」が予定されており、幅広い分野の交流事業の開催や支援を通じて、日本文化を総合的に発信する。

(2) 芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術文化交流の推進を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て「舞台

芸術国際フェスティバル」を開催するとともに、ASEAN諸国等との二国間交流の推進、オペラ等の国際共同制作、海外のフェスティバル等への参加を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

また、「芸術家奨学制度」を実施し、我が国の新進芸術家に海外での研修の機会を提供するとともに、海外の新進芸術家を招へいする。

(3) 文化財の国際交流・協力

各国の文化財を不法な輸出入等の危機から保護するため、我が国も「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定などを行った。条約及び法律は、平成一四年二月九日から施行されている。

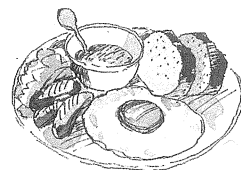
また、我が国の優れた文化財を広く海外に紹介し、相互理解を深めるため、日本古美術品による海外での展覧会を実施することとし、平成一五年度は、日中友好条約締結二五周年を記念して中国歴史博物館(北京)において、五月一日から六月一日(予定)まで「日本名宝展」(仮名)を開催するとともに、夏にはオーストラリア・ニューサウスウェールズ州立美術館(シドニー)において展覧会の開催を予定している。

さらに、我が国の文化財の世界遺産への登

録及びその保護を進めるとともに、「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」や、現在検討を進めている、無形遺産保護条約に関する取組を進める。

また、「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」として、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所において、一五年度も、文化財保護関連データベースの構築、文化財保護計画の策定等の研修、世界遺産に関する国際会議の開催等の事業を実施することとしている。

アフガニスタンの文化財修復に対する協力については、我が国の専門的知見、技術等を生かした国際協力を行うため、昨年九月に「アフガニスタン等文化財国際協力会議」を設置し検討を進めており、文化庁が中心となり、関係機関相互の有機的連携を図りつつ、必要の支援を適切に行っていく。



特集

中央教育審議会 「新しい時代にふさわしい 教育基本法と 教育振興基本計画の 在り方について」 答申

●巻頭言
答申を踏まえて 遠山敦子
●論文
答申に当たって 鳥居泰彦
●エッセイ
木村 孟／茂木友三郎／梶田勲一／
田村哲夫／中嶋嶺雄／中村桂子／
永井多恵子／森 隆夫／山本恒夫
◆◆◆◆◆
新しい学舎 新潟県聖籠町立聖籠中学校
であい・ふれあい 栗山英樹

文部科学時報5月臨時増刊号

中央教育審議会 「新しい時代にふさわしい 教育基本法と教育振興基本計画の 在り方について」 答申

5月下旬刊行予定

「教育改革フォーラム—教育改革の推進と 教育基本法の改正について—」傍聴者募集!

文部科学省では、去る3月20日にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を踏まえ、教育改革の推進を図り、教育基本法改正についての国民的議論を深めるため、5月から6月にかけて、「教育改革フォーラム—教育改革の推進と教育基本法の改正について—」を開催します。ついては、この教育改革フォーラムを傍聴される方を募集いたしますので、傍聴を希望される方は、文部科学省ホームページに掲載されている応募方法をご覧ください。

●皆様のご応募をお待ちしております。
<http://www.mext.go.jp/>

▽今年の校は観測史上最も早い開花日を記録した昨年に比べ、例年並みに戻り、地域によっては満開の桜をバックに入学式の記念撮影をされた学校等も多かったのではないのでしょうか。

▽四月は、新入職員の採用や人事異動に伴う転勤の時期。霞ヶ関の官庁街でも、「新人」という雰囲気のスリッパな新社会人をみかけます。がんばれ社会人一年生。

▽公立校の完全学校週五日制がスタートしてから一年が経過しました。子どもたちに「ゆとり」を与え、豊かな人間性を育むことを趣旨としたこの制度、各小・中・高等学校でも新たな休日の過ごし方についてさまざまに取組が行われてきております。今

後も特色のある取組事例等を本誌で取り上げていきたいと思っています。

▽中央教育審議会（鳥居泰彦会長）は三月二〇日教育基本法の見直しを求める「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の提言をまとめ、遠山文部科学大臣に答申しました。新たな基本理念として八項目を掲げています。詳しくは五月号の特集及び五月臨時増刊号で紹介いたします。

▽さて、今月号は「文教・科学技術施策の進展」の特集です。平成一五年度の文部科学行政の展望を教育、科学技術、学術、スポーツ、文化、それぞれの分野ごとにポイントを解説していますので、「一読ください。」（笹）

MEXT.61 月刊

文部科学時報 4月号

第1523号

●著作権所有——文部科学省◎

●発行所——株式会社 ギョウせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666（営業部）
URL <http://www.gyosei.co.jp>
●印刷所——ぎょうせいデジタル株式会社

平成15年4月10日印刷
平成15年4月10日発行

定価610円（本体581円）（〒84円）
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2003 ISSN 1346-325X ●この刊行物は再生紙を使用しています。